

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に係る契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が金銭・有価証券の預託等を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引（口座開設）にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始（口座開設）前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料・その他費用の概要

- 株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。
- 振替手数料について  
お客さま口座の投資信託受益証券（公募非上場株式投資信託に限る。）及び債券は(株)証券保管振替機構を通じて当社以外の口座管理機関へ移管（預け替え）する場合には、以下の手数料をいただきます。

投資信託受益証券	1 銘柄につき	3,150円（税込み）
債券	1 銘柄につき	1,050円（税込み）

この取引におきましては金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

※上記以外の有価証券の移管手数料については、当社ウェブサイト『その他費用』にてご確認ください。

## 1. 金銭・有価証券の預託等に係る金融商品取引契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、この契約を締結し、証券総合取引口座を開設していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

## 3. 契約終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由（主なものは、以下のとおりです。）に該当した場合には、この契約は解約されます。

- お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
- お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合。
- お客様が当社の名誉又は信用を毀損、当社に対し脅迫的な言動や暴力の行使等、当社の業務を妨げる等した場合。
- 当社がおお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。
- その他やむを得ない事由により、当社がこの契約の中止を申し出た場合。

## 4. 当社の概要

- 商号等：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
- 本店所在地：〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
- 設立：1999年5月
- 資本金：7,425百万円
- 主な事業：金融商品取引業
- 加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
- 指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- 連絡先：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お客様ダイヤル：0120-846-365（フリーコール）

03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部IP電話）

ログインIDと暗証番号をご用意ください。

当社ウェブサイト：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。